

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 41 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 30 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 45 件

国民年金関係 24 件

厚生年金関係 21 件

神奈川国民年金 事案 5647

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年4月

平成15年4月頃、夫が私の国民年金の手続を行ってくれたと思う。

国民年金保険料については、はっきりとはしないものの、国民年金の手続を行った頃、私が自宅近くの金融機関又は郵便局で、納付書に現金を添えて納付した。

私は、夫が私の国民年金の手続を行ってくれて、自分で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が学生であったとき、国民年金保険料の学生納付特例の申請を行っていたこと、国民年金第3号被保険者に係る届出が適切に行われていることなどから、国民年金に対する関心が高かったものと認められる。

また、平成15年4月頃、申立人の夫が申立人の国民年金の手続を行ったとする申立内容とは相違するものの、オンライン記録によると、16年7月8日に、申立期間に係る国民年金第1号被保険者の被保険者資格記録の追加処理が行われており、ほぼ同時期に14年7月から同年11月までの国民年金保険料が、過年度納付されていることから、申立期間についての保険料も過年度納付することが可能であったと考えられる上、その夫の当該期間の保険料は納付済みであることから、国民年金に対する関心が高かった申立人が、1か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたと考えても、特段不合理ではない。

さらに、前述の申立人の国民年金第1号被保険者の被保険者資格記録の追加処理が行われた平成16年7月8日の翌日に、申立人の夫に対して、申立

期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されていることから、その当時、夫婦共に国民年金についての手続がなされたと考えられ、その時点で夫婦それぞれに当該期間に係る保険料の納付書が発行されなければならないところ、その夫の当該期間に係る保険料が、後に重複納付を理由として還付処理がなされていることから、当該期間の納付書が発行された翌月に保険料を納付しているその夫に対して重複して納付書が発行されたと考えるのが自然であり、同様に申立人に対しても行政側の事務処理に誤りがあった可能性を否定しきれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時に、私の叔父夫婦と一緒に国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、叔父の経営する勤務先に来ていた集金人に、叔父夫婦と一緒に 1 か月当たり 100 円の保険料を数箇月分ずつ納付していた。保険料を納付した際は、朱色の国民年金手帳に集金人が押印してくれていたことを記憶している。一緒に保険料を納付していた叔父夫婦の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、勤務先に来ていた集金人に、1 か月当たり 100 円の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の叔父夫婦が経営する店舗に勤務しており、国民年金保険料をその叔父夫婦と一緒に納付していたと主張しているところ、その叔父夫婦の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人は、申立期間の前後 29 年以上にわたって保険料を納付しており、当該期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立人の性別及び生年月日が昭和 40

年4月以降に訂正されていることが確認できることから、申立期間当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、住所変更手続を複数回適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5649

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 8 月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、市役所の中にある金融機関の出張所で納付していたか、自宅に届いた納付書により遡って納付したはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 8 月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、市役所の中にある金融機関の出張所で納付していたか、自宅に届いた納付書により遡って納付したはずであると主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする市役所内には、申立期間当時、金融機関の出張所が既に開設されており、現年度納付及び過年度納付により保険料を納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から昭和 61 年 1 月と推認でき、その時点では、過年度納付により申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

さらに、申立期間は 7 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、保険料を前納するなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 49 年頃、区役所から付加年金の加入を勧める通知が届いたので、区役所の窓口で付加年金の加入手続を行った。加入後の国民年金保険料については、付加保険料を含めた保険料を納付していた。

昭和 50 年に転居したが、その後も引き続き付加保険料を納付していたはずであり、付加保険料の納付をやめる手続を行った記憶が無いにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年頃に、付加年金の加入手続を行い、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、同年 10 月から付加保険料を納付していることが確認でき、付加年金の喪失手続を行った形跡も見当たらないことから、申立期間の付加保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間の途中である昭和 52 年 7 月に付加年金の加入手続を行っていることが確認でき、付加年金の加入者に対し、再度、付加年金の加入手続を行っていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入し、加入期間の定額保険料を完納している上、申立期間の前後の期間の付加保険料が納付済みとなっていることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 15 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年7月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から13年2月まで

私が大学生だった頃、母親が私の国民年金保険料の免除の申請を自宅近くの市役所の出張所で行ってくれた。母親によれば、免除の申請手続は2回行ったそうだ。

1回目の国民年金保険料の免除の申請手続は、平成11年8月に行い、その際、出張所の職員から、12年3月まで免除されると聞いたとのことだ。母親の日記にも11年8月に私の保険料の免除の申請手続を行いに出張所へ行ったとする記載がある。

2回目の国民年金保険料の免除の申請手続について、母親は、よく憶^{おぼ}えていないそうだ。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年7月から12年3月までの期間について、申立人は、「母親は、1回目の国民年金保険料の免除の申請手続を、11年8月に市役所の出張所で行い、その際、出張所の職員から、12年3月まで免除されると聞いたとのことだ。母親の日記にも11年8月に私の保険料の免除の申請手続を行いに出張所へ行ったとする記載がある。」と述べており、その母親の日記の同年同月の欄には、申立人の母親が同出張所に申立人の保険料の免除の申請手続に行ったとする旨の記載が確認でき、その母親からも同様の証言を得ていることから、その母親は、同年同月に申立人の保険料の免除の申請手続を行いに同出張所へ行ったものと認められる。

また、申立人の母親は、申立人の姉の国民年金保険料についても、「私

が免除の申請手続きを行っており、娘（申立人の姉）は免除が認められている。」と述べており、オンライン記録では、申立人の姉は、平成7年5月から8年3月までの保険料の免除が認められていることに加え、その母親自身は、昭和54年6月から、国民年金に任意加入して以降、納付すべき期間の保険料を全て納付しており、国民年金に対する関心が高かったものと認められ、そのような申立人の母親が、申立人の保険料の免除の申請手続きを行わなかったとは考えにくい。

2 一方、申立期間のうち、平成11年4月から同年6月までの期間について、当時、国民年金保険料の免除の承認期間は、申請のあった日の属する月の前月を起点として行うこととされていたことから、申立人の主張する同年8月に保険料の免除の申請手続きを行ったとしても、当該期間は、保険料の免除の承認期間とは認められない期間であり、同年同月前の時期に、当該期間の保険料の免除の申請手続きを行ったとする主張も無い。

また、申立期間のうち、平成12年4月から13年2月までの期間について、申立人は、「母親は、2回目の国民年金保険料の免除の申請手続きについては、よく憶^{おぼ}えていないそうだ。」と述べており、申立人の母親からも具体的な時期等の証言は無く、その母親の日記にも、2回目の保険料の免除の申請手続きを行ったとする旨の記載は無いことから、当時の保険料の免除の申請手続きの状況は不明であることに加え、12年4月1日から保険料の学生納付特例制度が創設されたことにより、申立期間当時、大学生だったとする申立人は、当該期間の保険料の免除の申請をすることができない期間である。

さらに、申立人が、申立期間のうち、平成11年4月から同年6月までの期間及び12年4月から13年2月までの期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年7月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から同年10月まで

私が、20歳のとき、母親が区役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間当時、私は学生であったので、国民年金保険料は、母親によれば私の父親名義の銀行の預金口座から自動振替により納付してくれていたようだ。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のとき、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その父親名義の銀行の預金口座からの振替により国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の20歳到達月である平成4年*月であり、申立人の述べている加入手続時期と一致していることに加え、その父親名義の同口座の預金取引明細表によると、保険料を口座振替で納付していた事実が確認できることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、上記の預金取引明細表によると、申立期間の国民年金保険料が、申立人の父親の預金口座から振り替えられた記録は無く、オンライン記録によると、当該期間の保険料が納付されていた場合には発行されることの無い、当該期間に係る過年度納付書が、平成8年7月に、申立人に対して発行されていることから、当該期間の保険料も納付済みである期間と同様に口座振替で納付していたとする申立内容とは一致しないものの、上記の預金取引明細

表等には、申立期間に近接する6年2月の保険料について、納付書により納付している形跡があることから、申立期間を除き、申立人の国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、自身の保険料も適切に納付し、保険料の納付意識が高かったものと認められるその母親が、5か月と短期間である当該期間の保険料も前述の過年度納付書により納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年7月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月から10年4月まで
② 平成10年6月から同年10月まで

私は、平成9年7月頃、会社を退職したときに両親から国民年金の加入を勧められ、町役場で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、雇用保険の失業給付金の中から1万3,000円程度を町役場で毎月納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成9年7月頃、両親から国民年金の加入を勧められ、町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、10年5月に国民年金の被保険者資格の喪失の記録が追加されていることから、申立人は、同年同月以前に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、雇用保険の失業給付金の中から申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間①の保険料額とおおむね一致している上、申立人が所持している当時の預金通帳には、申立期間①中に失業給付金が入金されている記録及び定期的に保険料相当額以上の金額が出金されている記録が確認できることから、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、当該期間直前の平成10年5月に厚生年金保険被保険者となっており、申立期間②は雇用保険の失業給付金の支給が停止されたと考えられることから、申立内容と一致しない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年7月から10年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5654

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年7月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が自宅に届いた納付書により区役所又は金融機関で納付しており、1か月当たりの保険料額は、9,000円から9,700円だったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に届いた納付書により区役所又は金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金1号被保険者名簿から、平成4年6月であることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、前述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は平成4年6月であることから、申立期間のうち3年5月から4年3月までの国民年金保険料は過年度保険料になるが、申立人が申立期間当時居住していた市によると、国民年金の加入手続を行った被保険者に対して、社会保険事務所（当時）は過年度納付書を発行していたとしていることから、申立人が、自宅に届いた納付書により当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 63 年 4 月まで

私は、20 歳の誕生日前に、母親と一緒に区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、主に母親が、毎月自宅へ来た集金人に、私及び母親の二人分を一緒に納付していたが、私が、保険料を納付したこともある。昭和 60 年頃からは、現在の夫も同居していたため、母親が、私、母親及び夫の 3 人分の保険料を一緒に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 60 年頃からは、現在の申立人の夫も同居していたため、申立人の母親が、申立人、その母親及び申立人の夫の 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと思うと主張しているところ、i) 申立人の国民年金の加入手続は、63 年 3 月頃に行われたことが、申立人の国民年金被保険者名簿により推認でき、加入当初の保険料が未納とされていることは不自然であること、ii) 申立期間直後の同年 5 月から平成 4 年 1 月までの保険料は納付済みとされていること、iii) 申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 12 月に払い出されており、その年度当初である同年 4 月から平成 4 年 1 月までのその夫の保険料は全て納付済みとされていること、iv) 申立人の母親の昭和 62 年 4 月から平成 4 年 1 月までの保険料は全て納付済みとされていることから、申立人の母親が、申立期間のうち、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 63 年 3 月の年度当初である 62 年 4 月から 63 年 4 月までの保険料を、申立人の夫と同様に納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 62 年 3 月までの期間について、申立人は、20 歳の誕生日前に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、上記 1 のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、63 年 3 月頃に行われたものと推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 4 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料については、主にその母親が、毎月自宅へ来た集金人に、申立人及びその母親の二人分を一緒に納付していたと思うと主張しているが、申立期間の保険料を主に納付していたとするその母親は、既に亡くなっており、申立人自身も申立期間の保険料の納付金額について憶^{おぼ}えていないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月及び同年6月

私は、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料の領収証書を持っており、領収印が押してあるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和51年度の領収証書を所持しているところ、その領収証書の領収印の日付は昭和53年10月23日であることから、納付した時点では、51年4月から同年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない期間であるものの、申立人の特殊台帳には、申立期間直前の同年4月の保険料が特例納付により納付済みとされ、備考欄には「200円残」との記載があることから、時効により納付することができなかった同年同月から同年6月までの保険料4,200円のうち、4,000円を特例納付により同年4月の保険料に充当されたことが確認できる上、昭和51年度の備考欄に7,800円の納付書が発行されたとする記載があることから、第3回特例納付の実施期間であった当時、残額の200円に7,800円を加えて、申立期間の保険料を特例納付により納付する意思を申立人が有していたと考えられる。

また、特殊台帳に記載のある200円の残金については、現在に至るまで申立人に還付された形跡が無いことから、申立人は、7,800円を加えて申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私は、申立期間の前に居住していた市で国民年金に加入してからは、国民年金保険料を口座振替により納付していたので、転居後も保険料は引き続き、その口座から引き落としされていたと思う。転居前の市では残高不足で口座振替ができない旨の通知がきたときは、すぐに期限内に納付してきたので、何か通知があれば必ず納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入してからは、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、保険料を口座振替により納付し、残高不足で口座振替ができない旨の通知がきたときは、すぐに期限内に納付していたので、何か通知があれば必ず納付したはずであると述べているなど、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、オンライン記録によると、平成5年6月に納付書が発行されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付意識の高かった申立人が、納付書が発行されていながら、わずか1か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年8月1日から19年5月1日までの期間について、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、平成18年6月23日及び同年12月25日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、同年6月23日は26万円、同年12月25日は27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成19年5月1日から20年7月16日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年5月から同年8月までは24万円、同年9月から20年6月までは26万円に訂正することが必要である。

申立人は平成19年12月25日に係る標準賞与額28万円、20年6月25日に係る標準賞与額21万円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19年12月25日は28万円、20年6月25日は21万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年1月16日から20年7月16日まで
② 平成18年6月23日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年12月25日
⑤ 平成20年6月25日

ねんきん定期便で私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額記録が、実際に支払を受けた給与額よりも低額になっている上、給与から控除された厚生年金保険料と、社会保険庁（当時）に納付された保険料納付額が一部相違している。さらに、申立期間②から⑤までの給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録が無い。調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者標準報酬月額記録等を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年1月16日から20年7月16日までの期間に係る標準報酬月額並びに18年6月23日、同年12月25日、19年12月25日及び20年6月25日の標準給与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年1月16日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から20年7月16日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、標準報酬月額及び標準給与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額（標準給与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（給与総支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準給与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準給与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成18年8月1日から19年5月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が22万円、報酬月額に見合う標準報酬月額は24万円である。したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は22万円であり、申立人は標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成18年8月は標準報酬月額17万円、同年9月から19年4月までは標準報酬月額20万円として届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与明細書によると、申立人は、平成18年6月23日は標準賞与額26万円及び同年12月25日は標準賞与額27万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成18年6月23日及び同年12月25日に係る賞与支払届の届出について不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成19年5月1日から20年7月16日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年5月から同年8月までは20万円、同年9月から20年6月までは22万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書から、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、申立人から提出された賞与明細書から、平成19年12月25日については標準賞与額28万円、20年6月25日については標準賞与額21万円に相当する賞与総支給額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年5月から同年8月までは24万円、同年9月から20年6月までは26万円に訂正することが必要である。また、申立人の同社における標準賞与額を19年12月25日は28万円、20年6月25日は21万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成18年1月16日から同年8月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から計算される標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年12月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち、18年12月1日から20年2月16日までの期間における標準報酬月額に係る記録、申立期間のうち、18年12月10日及び19年8月10日における標準賞与額に係る記録を厚生年金保険法の規定に基づき、18年12月から19年8月までの標準報酬月額を47万円、同年9月から20年1月までの標準報酬月額を50万円、18年12月10日及び19年8月10日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から20年2月16日まで
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月10日
④ 平成19年8月10日

社会保険庁（当時）の記録では株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が当時の報酬額と相違している。給与明細書があるので、調査して訂正してもらいたい。

また、賞与から保険料を引かれているのに記録が無いので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年5月1日から20年2月16日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき21年12月15日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あつせん後に、本件を含む厚生年金事案であつて申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年12月1日から20年2月16日までの期間、申立期間③及び④については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、申立期間①のうち、平成18年12月1日から20年2月16日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額決定の基礎となる18年6月の標準報酬月額47万円及び19年4月から同年6月までの標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、標準報酬月額を18年12月から19年8月までは47万円、同年9月から20年1月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③及び④については、提出された給与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（45万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間③及び④に係る標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年12月15日から18年1月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を17年12月15日に、資格喪失日に係る記録を18年1月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成18年8月1日から19年9月1日までの期間に係る申立人のB社における標準報酬月額については、18年8月から19年1月までは41万円、同年2月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成18年7月31日、19年1月17日、同年7月31日及び同年12月28日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における標準賞与額については、18年7月31日は25万円、19年1月17日は30万円、同年7月31日は35万円、同年12月28日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成20年7月31日、同年12月29日、21年7月31日及び同年12月29日について、賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のB社における標準賞与額に係る記録を20年7月31日及び同年12月29日は33万円、21年7月31日は10万円、同年12月29日は15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成17年12月15日から18年1月7日まで
② 平成18年1月23日から22年4月1日まで
③ 平成18年7月31日
④ 平成19年1月17日
⑤ 平成19年7月31日
⑥ 平成19年12月28日
⑦ 平成20年7月31日
⑧ 平成20年12月29日
⑨ 平成21年7月31日
⑩ 平成21年12月29日

申立期間①について、私は、平成17年12月15日から18年1月6日までA社にC職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②から⑩までについて、私は、平成18年1月23日にB社へ入社し、C職として22年3月まで勤務していたが、給与から控除されていた厚生年金保険料控除額と、厚生年金保険被保険者記録における標準報酬月額に相当する厚生年金保険料控除額とが相違している。また、賞与について、支給されているのに厚生年金保険の記録が無い。

給与明細書を提出するので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②から⑩までの標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

標準報酬月額（標準賞与額）については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与総支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、A社の回答、申立人が所持している手帳及び給与明細書により、申立人が当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、上記の給与明細書の報酬月額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出は行って

おらず厚生年金保険料の納付もしていないと回答している上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑩までについて、申立人は、当該期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間②から⑩までのうち、平成 18 年 1 月 23 日から 20 年 3 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 3 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立期間②のうち、平成 18 年 8 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18 年 8 月から 19 年 1 月までは 41 万円、同年 2 月から同年 8 月までは 38 万円とすることが妥当である。

申立期間③から⑥までについて、申立人が所持している預金通帳及び賞与支給明細書によると、申立人は、平成 18 年 7 月 31 日、19 年 1 月 17 日、同年 7 月 31 日及び同年 12 月 28 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成 18 年 7 月 31 日、19 年 1 月 17 日、同年 7 月 31 日及び同年 12 月 28 日に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払明細書において確認できる賞与総支給額から、18 年 7 月 31 日は 25 万円、19 年 1 月 17 日は 30 万円、同年 7 月 31 日は 35 万円、同年 12 月 28 日は 33 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②のうち、平成18年8月1日から19年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く、届出及び納付については不明としているが、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人に係る申立期間③から⑥までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く、届出及び納付については不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑦から⑩までについては、前述の預金通帳及び賞与支払明細書により、平成20年7月31日、同年12月29日、21年7月31日及び同年12月29日に係る標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のB社における標準賞与額を平成20年7月31日及び同年12月29日は33万円、21年7月31日は10万円、同年12月29日は15万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成18年1月23日から同年8月1日までの期間については、前述の給与明細書により、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

また、申立期間②のうち、平成19年9月1日から20年3月1日までの期間については、前述の給料明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間②のうち、平成20年3月1日から22年4月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる19年4月から22年2月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年11月1日から36年7月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を35年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和43年3月1日から同年9月1日までの期間について、C社の事業主は、申立人が同年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から33年12月1日まで
② 昭和34年5月1日から35年7月1日まで
③ 昭和35年11月1日から36年7月1日まで
④ 昭和43年3月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち昭和31年11月1日から33年12月1日までの期間、34年5月1日から35年7月1日までの期間、B社に勤務していた期間のうち同年11月1日から36年7月1日までの期間及びC社に勤務していた期間のうち43年3月1日から同年9月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人はB社における勤務地（D市及びE町）及び業務内容を詳細に記憶している。

また、申立人と同時期にB社に勤務し、入社時に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人と同一の業務に従事していた同僚は、「私が昭和35年12月にB社に入社しD市で勤務した際、申立人は既に勤務していた。36年3月まで申立人と共に同一の職種に従事した。」と述べており、また、ほかの同僚は、「私が昭和36年1月にB社に入社しD市で勤務した際、申立人は既に勤務していた。同年4月頃、申立人と共にE町で勤務した。」と述べている。

これらのことから、申立人が当該期間にB社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は無かった。」と述べているところ、その記憶する入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。

さらに、複数の同僚は、「当該期間とその後の期間との間に、申立人の業務内容及び勤務形態に変化は無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和36年7月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は当該期間においてC社に勤務していたことが認められる。

また、申立人に係るオンライン記録による被保険者資格喪失日は昭和43年3月1日となっているが、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、「標準報酬月額の変せん」欄に「43年10月 56,000円」との記載があり、この記録を前提とすると、申立人が同年3月1日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、被保険者名簿の申立人に係る「喪失の受付年月日」欄に昭和

43年9月4日と記載されているところ、C社においては、ほかの被保険者については資格喪失後数日ないし1か月以内に資格喪失の届出がなされていることが確認できる上、被保険者名簿の申立人の資格喪失日欄に記載されている資格喪失日は、同年9月1日と判読できる。

これらを総合的に判断すると、C社の事業主は、申立人が昭和43年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間における被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人の具体的な記憶及び同僚の供述から、申立人はA社F事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は現場において技能職として採用されたと述べているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、「自分は、A社F事業所において昭和29年8月1日に技能職として採用されたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は37年9月1日となっている。自分は現場採用者だった。」と述べている。

また、申立人と同様に現場において採用された技能職の者については、入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日まで、短い者で1年7か月、長い者で8年1か月を要しており、入社と同時に被保険者資格を取得している者はいない。

申立期間②について、申立人はA社G事業所に勤務したとし、同社G事業所において申立人が記憶している上司及び同僚は、当時、同社G事業所に勤務していたと述べていることから、申立人は同社G事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社に勤務していた期間には現場一筋で、本店又は支店には一切在籍したことはない。」と述べているところ、同社において申立人の申立期間①及び②当時、厚生年金保険の被保険者記録が存在し、申立人と同一の業務内容である者は、「私は、昭和29年5月に現場採用となり、3年8か月後の33年1月に本店登録要員となり、その時点で厚生年金保険に加入することができた。本店登録要員でない者は、所長との間の雇用契約者であって、現場が異なれば雇用契約は終了し、新たな現場の所長と雇用契約を締結していた。また、本店登録要員でない者の厚生年金保険への加入の有無は各所長の裁量で行われていたと記憶している。」と述べている上、ほかの者も、「申立期間①及び②当時、各現場は独立採算制をとり、技能者は所長との雇用契約関係にあった。」と述べている。

なお、A社は、当該期間①及び②当時、厚生年金保険の適用については、事業所単位であったことが確認でき、同社G事業所は、同社本店の適用事業所とされ、申立期間②直前の同社H事業所は、同社I支店の適用事業所

だったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成4年10月1日から19年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、44万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年8月1日、同年12月1日、16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日及び19年8月1日に係る標準賞与額に係る記録については、15年8月1日及び同年12月1日は7,000円、16年8月1日及び同年12月1日は9万円、17年8月1日、同年12月1日及び19年8月1日は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月1日から19年10月1日までの期間の標準報酬月額及び15年8月1日、同年12月1日、16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日及び19年8月1日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年10月1日まで
② 平成4年1月1日から19年10月1日まで
③ 平成15年8月1日
④ 平成15年12月1日
⑤ 平成16年8月1日
⑥ 平成16年12月1日
⑦ 平成17年8月1日
⑧ 平成17年12月1日

⑨ 平成 18 年 8 月 1 日

⑩ 平成 18 年 12 月 1 日

⑪ 平成 19 年 8 月 1 日

私は、A社の創業時から平成 19 年 10 月 31 日に退職するまでC業務を行っていた。ねんきん定期便で確認したところ、2年 10 月から3年 9 月までの期間及び4年 1 月から 19 年 9 月までの期間の標準報酬月額が給与支給額より低い記録になっていた。しかし、所持している給与明細書の厚生年金保険料は、給与支給額を基にして算出され控除されているので、標準報酬月額を正当な額に訂正してほしい。

また、賞与からも厚生年金保険料が控除されていたが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成 4 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録において当該期間のうち同年 1 月から同年 5 月までの標準報酬月額は、当初申立人が主張する 44 万円と記録されていたところ、同年 6 月 25 日に同年 1 月に遡って標準報酬月額が 44 万円から 36 万円に減額訂正の処理がされていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「平成 4 年頃に、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を遡って下方修正することを助言され、そのとおりに行った。」と回答しており、事業主を含む 10 人の標準報酬月額について、申立人と同様に 4 年 6 月 25 日に同年 1 月に遡って減額訂正の処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 4 年 6 月 25 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 4 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 4 年 10 月 1 日）で 36 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②のうち平成 4 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間について、申立人は、A社の創業時（平成元年 9 月 29 日）の取決めにより、給与は一定額に定められていたと主張しており、同僚からも同様の証言が得られている上、申立人の所持する給与明細書、B町提出の給与支払報告

書及び年金事務所提出の同社の賃金台帳の写しから、44万円の標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年10月1日から19年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間③から⑧までの期間及び申立期間⑩について、申立人は、当該期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人の所持する賞与明細書及び上記給与支払報告書において推認できる厚生年金保険料額から、当該期間の標準賞与額については、平成15年8月1日及び同年12月1日は7,000円、16年8月1日及び同年12月1日は9万円、17年8月1日、同年12月1日及び19年8月1日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち平成4年10月1日から19年10月1日までの期間、申立期間③から⑧までの期間及び申立期間⑩に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行ったかは不明としているが、申立期間②については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致しておらず、社会保険事務所に提出された平成16年から18年分の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しに記載されている報酬月額が給与支給明細書記載の金額と相違していることが確認できることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ、また、申立期間③から⑧までの期間及び申立期間⑩については、当該期間において申立人と同様にA社から賞与の支給及び賞与に係る厚生年金保険料の控除が行われていることが賞与明細書により確認できる複数の同僚についても、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保

除料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人はA社の創業時に給料の額を一定とする取決めがあったと主張しているところ、標準報酬月額が44万円から41万円に減額されていることが確認できるが、申立人は、当時、上記給与の取決めと相違している事実が付き、事業主に抗議した記憶があると供述している。

また、オンライン記録を確認しても、当該標準報酬月額の減額は平成2年10月の定時決定の届出が同年8月17日付けで行われており、一連の事務処理において遑った訂正等不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、A社も当時の関連資料は保管していないと回答している。

申立期間⑨及び⑩については、上記平成18年分の給与支払報告書から、賞与が支給されていたことは推認できるが、当該賞与に係る保険料控除については、当該給与支払報告書上の社会保険料控除額の記載は、申立人の主張を基礎付けるものとは認められない。

また、複数の同僚が保管している当該期間の賞与明細書においても、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、⑨及び⑩における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、⑨及び⑩について、申立人が申立てに係る標準報酬月額又は標準賞与に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

私はA社からB社に異動したが、異動月の昭和50年3月の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。A社の同年3月分の給与明細書に保険料の控除が記載されていることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、申立人の具体的な記憶及び複数の同僚の証言により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する申立期間に係る給与明細書及び昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和50年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成12年8月から14年3月までは59万円、同年4月から15年10月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年8月1日から15年11月1日まで
私は、平成12年5月、A社が新規に立ち上げた同社B支社の支社長に就任し、22年1月まで勤務していた。しかし、12年8月から15年10月までの標準報酬月額が、実際の保険料納付額に見合う標準報酬月額と大幅に相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書及び申立人作成の給与支給記録並びに事業主の供述から、平成12年8月から14年3月までは59万円、同年4月から15年10月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているものの、給与明細書等にお

いて確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該保険料に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は40万円、同年12月12日は42万円、16年9月30日は20万円、同年12月14日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年9月30日
④ 平成16年12月14日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録となっていない。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を行っていないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は40万円、同年12月12日は42万円、16年9月30日は20万円、同年12月14日は50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付して

いないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は10万円、同年12月12日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月12日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録となっていない。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を行っていないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は10万円、同年12月12日は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を平成16年9月30日は5万円、同年12月14日は15万円、19年7月12日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月30日
② 平成16年12月14日
③ 平成19年7月12日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録となっていない。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を行っていないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成16年9月30日は5万円、同年12月14日は15万円、19年7月12日は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を30万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月12日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録となっていない。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を行っていないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を 30 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 12 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録となっていない。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を行っていないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 12 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録となっていない。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を行っていないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和47年11月6日から48年1月26日までの期間について、事業主は、申立人が47年11月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年1月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月6日から48年1月26日まで
② 昭和48年5月13日から51年8月1日まで
③ 昭和63年5月1日から平成元年11月1日まで

私は、父が経営するA社に入る前にB市にあるC社に勤務し、2か月から3か月ぐらいD業務をしていた。

昭和48年1月頃から平成5年10月25日まではA社において、主にE職として勤務し、昭和57年頃からは、同社において取締役となり社会保険等の届出業務も担当した。途中で姓が変わったが、給与から厚生年金保険料は控除されており、当該期間において同社を退職したことは一度も無い。

しかし、厚生年金保険の記録では、C社の被保険者記録は無く、A社においても被保険者期間に二度も欠落期間がある。

調査の上、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するC社の所在地及び業務内容が同社の回答と一致していることから、申立人が、当該期間において同社に勤

務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（昭和47年11月6日に資格取得、48年1月26日に資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、C社の事業主は、申立人が昭和47年11月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年1月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、当該期間を含め、A社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、当時の同僚によると、「申立人は、A社の従業員と結婚することになり、同時期に二人で退職したと記憶している。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立人の夫は、申立人と同日の昭和48年5月13日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、複数の同僚の供述から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社は、私の父が経営する会社であった。私は昭和57年頃に専務となり、社会保険関係を担当していたが、手続は、社会保険労務士に委託していた。」と供述しているところ、当該社会保険労務士が保管する健康保険・厚生年金保険資格取得喪失標準報酬月額に係る管理ノートによると、申立人の資格喪失日は63年5月1日、資格取得日は平成元年11月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は既に廃業しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月15日は30万円、16年6月15日は29万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年6月15日

私が、現在勤務しているA社の過去の年金記録を確認したところ、平成15年12月及び16年6月に支給された賞与の記録が欠落していることが分かった。しかし、同社が保管している賞与計算表によると、15年12月及び16年6月の賞与を支給した旨の記載があり、厚生年金保険料が控除されていることも確認できるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している申立期間の賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与計算表で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月15日は30万円、16年6月15日は29万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立てどおり届出を行ったものの、保険料を納付したかは不明としているが、事業主から提出のあった賞与計算表から平成15年12月15日及び16年6月15日において、賞与が支給された被保険者が複数

確認できるところ、これら全ての者について、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月15日は37万5,000円、16年6月15日は41万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年6月15日

私が、現在勤務しているA社の過去の年金記録を確認したところ、平成15年12月及び16年6月に支給された賞与の記録が欠落していることが分かった。しかし、同社が保管している賞与計算表によると、15年12月及び16年6月の賞与を支給した旨の記載があり、厚生年金保険料が控除されていることも確認できるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している申立期間の賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与計算表で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月15日は37万5,000円、16年6月15日は41万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立てどおり届出を行ったものの、保険料を納付したかは不明としているが、事業主から提出のあった賞与計算表から平成15年12月15日及び16年6月15日において、賞与が支給された被保険者が複数

確認できるところ、これら全ての者について、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月15日は6万円、16年6月15日は18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年6月15日

私が、現在勤務しているA社の過去の年金記録を確認したところ、平成15年12月及び16年6月に支給された賞与の記録が欠落していることが分かった。しかし、同社が保管している賞与計算表によると、15年12月及び16年6月の賞与を支給した旨の記載があり、厚生年金保険料が控除されていることも確認できるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している申立期間の賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与計算表で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月15日は6万円、16年6月15日は18万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立てどおり届出を行ったものの、保険料を納付したかは不明としているが、事業主から提出のあった賞与計算表から平成15年12月15日及び16年6月15日において、賞与が支給された被保険者が複数

確認できるところ、これら全ての者について、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月15日は40万円、16年6月15日は37万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年6月15日

私が、現在勤務しているA社の過去の年金記録を確認したところ、平成15年12月及び16年6月に支給された賞与の記録が欠落していることが分かった。しかし、同社が保管している賞与計算表によると、15年12月及び16年6月の賞与を支給した旨の記載があり、厚生年金保険料が控除されていることも確認できるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している申立期間の賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与計算表で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月15日は40万円、16年6月15日は37万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立てどおり届出を行ったものの、保険料を納付したかは不明としているが、事業主から提出のあった賞与計算表から平成15年12月15日及び16年6月15日において、賞与が支給された被保険者が複数

確認できるところ、これら全ての者について、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、事業主は、申立人が昭和37年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和37年10月から38年6月までは9,000円、同年7月から39年6月までは1万2,000円、同年7月から41年5月までは1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月1日から35年6月1日まで
② 昭和37年7月1日から41年6月1日まで

私は、昭和31年8月1日から35年9月頃までA社に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和36年5月1日から41年5月31日までB社に勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

これら申立期間を、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和37年9月1日から41年6月1日までの期間について、同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和37年10月1日、資格喪失日は41年6月1日）が確認できる。

さらに、当該期間にB社に勤務していた複数の同僚は、「申立人と同姓同名の従業員はほかにいなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年 6 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、昭和 37 年 10 月から 38 年 6 月までは 9,000 円、同年 7 月から 39 年 6 月までは 1 万 2,000 円、同年 7 月から 41 年 5 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、上記の同僚も、同社が適用事業所となる前に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された記憶が無いと供述している。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②のうち、昭和 37 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までについて、雇用保険の資格取得日が同年 9 月 1 日と記録されている上、B 社に係る複数の同僚に照会したものの、当該期間において、申立人が同社に継続して勤務していたとする明確な証言が得られなかった。

また、上記の複数の同僚は、「B 社における厚生年金保険の加入は、希望して加入する取扱いがあった。」と供述しているところ、同僚 4 人の雇用保険の記録と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期を確認したところ、いずれも雇用保険の資格取得日より遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B 社の現在の事業主は、当時の事業主は死亡しており、当該期間の記録が保管されていないため、申立人の資格取得届等については不明と回答している。

加えて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかは不明としている上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和 37 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち昭和37年7月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のE社（現在は、F社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月1日から44年1月1日まで

私は、A社B事業所（現在は、C社D事業所）から系列会社であるE社に、昭和43年12月1日付けで出向したが、継続して勤務していたので申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのはおかしい。申立期間を被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している退職者名簿及びF社が保管している人事記録の記載内容から判断すると、申立人はA社の関連会社に継続して勤務し（昭和43年12月1日に、同社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のE社における昭和44年1月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和44年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月10日から同年9月1日まで

私は、昭和31年8月16日にB社（現在は、C社）に入社し、途中、関連会社4社に出向していたが、42年3月31日に退職するまで、継続して勤務していた。

ところが、厚生年金保険の記録によると、出向先のD社からA社に転勤した際の被保険者記録は、D社での資格喪失日が昭和39年4月10日、A社での資格取得日が同年9月1日となっており、同社に勤務していた申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した申立人の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はB社に継続して勤務し（D社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の人事記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できることから、昭和39年4月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年3月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月28日から同年3月1日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、同社から命令されB社に出向したのは同年3月1日からであるので、申立期間はA社の被保険者であった。出向辞令を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された出向辞令の写し及び当時のA社の元取締役2名が、申立人が申立期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年1月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、当時の事業主からの回答は得られないが、上記の元取締役は、「A社事務担当者の届出の誤りだと思う。」と供述している上、事業主が資格喪失日を平成11年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録するこ

とは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで
平成17年12月に社会保険事務所に確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、8年12月から11年4月までの標準報酬月額が9万2,000円と記録されていることが分かった。

当時は、毎月50万円前後の給与を受け取っており、金額が大きく下がったことは無い。また、厚生年金保険料は、毎月変わらず5万円程度が控除されていたと記憶している。

会社の経営が良くない時期だったことは確かであるが、標準報酬月額を引き下げることについて、会社から何の説明も受けていない。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の平成8年12月から10年11月までの標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、同年12月28日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられている上、申立人と同様に、同年12月28日付けでこのような遡及訂正処理が16名（うち役員4名）について行われていることが確認できる。

また、A社の元経理担当者は、「当時、経営が苦しかったため、厚生年金保険料について偽った届出を行ったことがある。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年12月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人について8年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月10日から同年5月1日まで

A社C支店から同社B本社に転勤になった時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。労働契約上の身分にも変更は無く、厚生年金保険の被保険者とされている期間と同様の勤務だった。調査をして申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B本社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の人事記録及び添付されている社歴から申立人が昭和47年4月1日にA社C支店から同社B本社D支店に転勤辞令を受け、同年4月10日に着任したことが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、在籍していたのであれば納付していたと考

えられるが資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和45年3月9日にA社に入社し、同年5月頃に同社が分社化した時に、B社に転籍し、47年4月30日に同社を退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、45年5月21日から同年7月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書及び同僚の証言から、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が申立人に係る資料を保管していないために特定することはできないが、A社は、会社分割に伴い昭和45年6月1日にC社に名称変更していることがオンライン記録において確認できることから、申立人のA社に係る資格喪失日を同日にすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険

料の控除額から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書及び同僚の証言から、申立人が当該期間においてグループ会社であるA社及びB社で継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の給与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和35年3月から平成14年11月まで、A社及びその関係会社に勤務していた。それにもかかわらず、私が所属していたB課が、同社本社から同社C工場に移転したために転勤した際の39年3月31日から同年4月1日までの年金記録が欠落している。所属課や仕事内容は変わることなく継続して勤務しており、厚生年金保険料は毎月控除されていたはずなので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された「年令勤続年数算出台帳」から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が加入していたD健康保険組合の申立人の被保険者台帳及びA社が保管していた同社C工場の従業員に係る厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日等が記録されている資料によると、申立人の同社C工場における資格取得日は、昭和39年4月1日と記録されていることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から2万8,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A事務所（現在は、B事務所）の事業主は、申立人が昭和31年11月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年9月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年11月20日から32年9月16日まで
私は、申立期間についてはC県D市に所在した駐留軍施設に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間にC県D市に所在した駐留軍施設に勤務していたことが推認できる。

また、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と同姓同名かつ同一生年月日の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和31年11月20日、資格喪失日は32年9月16日）が確認できる。

さらに、オンライン記録において、上記の被保険者記録は統合されていないものの、当該被保険者記録の厚生年金保険手帳記号番号は申立人の基礎年金番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A事務所の事業主は、申立人が昭和31年11月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年9月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 22 日から 46 年 7 月 20 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので内容を確認したところ、A社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前後の3つの事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、四つの事業所に係る被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、未請求の三つの事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている三つの事業所に係る被保険者期間のうち申立期間直後の事業所に係る被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和48年1月19日に支給決定されている上、請求期間であるA社の事業所別被保険者名簿で、申立人が記載されているページ及びその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後おおむね2年以内に資格喪失している者は8名おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は3名であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和30年6月にA社に入社し、平成7年3月まで継続して勤務していた。しかし、同社B事業所から同社C支店へ転勤した頃の厚生年金保険の記録が抜けているのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が同時期にA社B事業所から同社C支店へ転勤したとして名前を挙げている同僚の記録から、昭和43年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和24年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年3月及び同年4月は3,600円、同年5月は4,500円とすることが妥当である。

B事業所の事業主は、申立人が昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年9月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

C事業所の事業主は、申立人が昭和25年9月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年1月20日に同資格を喪失した旨の届出及び同年3月13日に資格を取得し、29年5月13日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月1日から同年6月1日まで
② 昭和24年6月1日から25年9月14日まで
③ 昭和25年9月18日から26年1月20日まで
④ 昭和26年3月13日から29年5月13日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた昭和24年3月1日から同年6月1日までの期間、B事業所に勤務していた同年6月1日から25年9月14日までの期間、C事業所に勤務していた同年9月18日から26年1月20日までの期間及び同年3月13日から29年5月13日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名の一字が略字で、生年月日が1か月相違している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年3月1日、資格喪失日は同年6月1日）が確認できる。

また、申立人は、A社の事業主の氏名及び同社の所在地を記憶しており、上記被保険者名簿の記載内容と一致していることから、申立人は同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和24年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から昭和24年3月及び同年4月は3,600円、同年5月は4,500円とすることが妥当である。

申立期間②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と氏名の一字が略字で、生年月日が1か月相違している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は25年9月14日）が確認できる。

また、申立人は、B事業所での業務内容及び職場の様子を具体的かつ詳細に記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、B事業所の事業主は、申立人が昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年9月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

申立期間③及び④について、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名の一字が略字で、生年月日が1か月相違している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日

が昭和 25 年 9 月 18 日、資格喪失日が 26 年 1 月 20 日及び資格取得日が同年 3 月 13 日、資格喪失日が 29 年 5 月 13 日) が確認できる。

また、D 労務管理機構が保管する「連合国軍関係常備使用人登録票」において、申立人が、C 事業所に昭和 25 年 9 月 18 日に雇い入れられ、26 年 1 月 23 日に退職し、再度、同年 3 月 13 日に雇い入れられ、29 年 5 月 12 日に退職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、C 事業所の事業主は、申立人が昭和 25 年 9 月 18 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し 26 年 1 月 20 日に同資格を喪失した旨、及び同年 3 月 13 日に資格を取得し 29 年 5 月 13 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から11年2月まで

私は、平成7年5月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。後日、経済的な理由から国民年金保険料の免除の申請手続を行った。保険料の免除の申請手続については、複数回行ったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除の申請手続を複数回行ったと主張しているが、申立人は、免除の申請手続を行った時期、回数及びその際の状況等の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の免除の申請状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、平成11年4月に付番されていることがオンライン記録で確認でき、その時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料の免除の申請手続を行うことができない期間である上、基礎年金番号制度が導入された9年1月以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、納付書により職場の近くにあった金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、納付金額等の記憶が曖昧である上、申立期間当時、申立人が居住していた市によると、申立人が保険料を納付していたとする金融機関では、同市の保険料を納付することはできなかったとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 10 月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から62年5月まで

私の母親は、昭和59年4月に私の国民年金の加入手続きを行い、その後、60年12月及び61年12月に私が会社を退職した後は、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、私の両親と私の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の切替手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親から証言を得ることができないことから、厚生年金保険から国民年金への切替手続きの状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録から、申立人は、厚生年金保険に加入した昭和61年4月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、63年4月に国民年金の被保険者資格を再度取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 48 年頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、いつ頃かはっきりした記憶は無いが、申立期間当時の国民年金保険料を納付するようにとの督促状がきたので、市の融資制度を利用して 30 万円を借り、申立期間の保険料を遡って一括して市役所で納付した。申立期間当時、一緒に仕事をしていた同僚が、保険料の納付について証言している。

申立期間の国民年金保険料が未納又は申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して市役所で納付したと主張しているが、申立人は、保険料を納付した時期及び保険料額について具体的な記憶が無いことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間より前の期間の国民年金保険料を第 2 回特例納付又は過年度納付により納付しているものの、申立期間については、申立人の特殊台帳からも、特例納付を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、当時、市の融資制度を利用してお金を借りて国民年金保険料を納付したことを同僚に話したとして、その同僚の手紙を資料として提出しているが、当該資料の中で、同僚は、申立人が遡ってまとめて保険料を納付したことを昭和 52 年頃に聞いたと証言していることから、申立人の主張と一致しない上、その証言からは、申立期間当時の保険料の具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 57 年 4 月まで

私は、会社を退職したことを契機に、昭和 51 年 6 月頃に、どこで行ったかはっきりと憶えていないが、国民年金の加入^{おぼ}手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、納付書が郵送されてきたので、現金を添えて銀行で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職したことを契機に、昭和 51 年 6 月頃に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、57 年 5 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年 7 月に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 57 年 5 月とされており、申立人が申立期間当時国民年金に加入していた形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成2年1月まで

私（申立人の母親）は、昭和61年6月に、国民年金は20歳から加入しなければならないことを知り、区役所で息子（申立人）の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、毎月9,000円ぐらいを金融機関で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和61年6月に申立人の国民年金の加入手続を行い、金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その母親は申立期間当時、年金手帳が交付された記憶が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、申立期間は未加入期間で保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年1月までの期間及び同年8月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から4年1月まで
② 平成4年8月から6年1月まで

私は、20歳になった平成3年*月に、母親と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その後、申立期間①の国民年金保険料を毎月金融機関で納付していた。

また、平成4年8月に会社を退職した際には、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、申立期間②の国民年金保険料を毎月金融機関で納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年*月に、その母親と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、6年6月頃であると推認されることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、平成4年8月に会社を退職した際には、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の同年同月の国民年金の被保険者資格取得の記録は、9年12月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、4年8月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間①及び②当

時居住していた市において払い出されていたことが確認でき、同市において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかつた上、申立人が納付したとする金額は、当該期間当時の保険料額と一致しておらず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

私は、平成5年3月に会社を退職後、同年同月中に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、郵便局の窓口で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月に会社を退職後、同年同月中に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、8年7月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の平成5年4月の国民年金の被保険者資格取得及び同年5月の被保険者資格喪失の記録は、10年2月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、それまでは、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと推認される。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から53年3月までの国民年金保険料及び49年2月から54年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から54年1月まで

私の母親は、私が25歳の頃、市役所で私の国民年金の加入手続と併せて付加保険料の納付の申出を行った。その際、窓口の職員から国民年金保険料を20歳まで遡って納付することができるというので、その場で付加保険料を含めて20歳まで遡って保険料を納付した。昭和49年2月から53年3月までの期間が国民年金に未加入で保険料を納付していないとされていること、及び49年2月から54年1月までの付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、25歳の頃、その母親が市役所で、申立人の国民年金の加入手続と併せて付加保険料の納付の申出を行い、その際に付加保険料を含めて国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から昭和54年2月頃と推認できることから、申立期間のうち、52年1月から53年3月までの保険料は、過年度保険料となり市役所では納付することができないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った際に交付されたとする年金手帳、申立人の特殊台帳及びオンライン記録では、申立人の国民年金被保険者の資格取得日が、昭和53年4月1日となっていることから、申立期間のうち、49年2月から53年3月までの期間は、国民年金に未加入で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、付加保険料については、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡って納付することは認められておらず、申立人の所持する年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録から、申立人が付加保険料の納付を申し出た月は昭和 54 年 2 月であると確認できることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った同年同月時点において、申立期間の付加保険料を遡って納付することができず、強制加入被保険者としての資格取得日である 53 年 4 月 1 日に遡って納付可能な定額保険料のみを納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が昭和 49 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料及び 49 年 2 月から 54 年 1 月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 49 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料及び 49 年 2 月から 54 年 1 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 42 年 3 月まで

私は、成人式で実家に帰った際、兄から国民年金への加入を勧められたので、当時居住していた市の市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金手帳をもらったかどうかは記憶に無い。

国民年金保険料については、当時勤めていた店に集金人が来ていたので、集金人へ納付していた。接客しているときは、集金人へ保険料を渡すことができなかったので、市役所の出張所に行って納付していたと思う。

当時の小遣帳にも、納付していた国民年金保険料額の記載があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時の小遣帳に、納付していた国民年金保険料額の記載がある。」と述べており、申立人から当委員会へ提出されている小遣帳のコピーには、納付していたとする保険料額が記載されている。

しかし、その記載されている金額は、一部の期間を除き、申立期間当時の国民年金保険料額と一致せず、その金額は、当該期間当時の保険料の収納周期の 2 期分に相当する保険料額又は国民年金被保険者二人分に相当する保険料額が記載されている場合があることに加え、申立人は、「その小遣帳に記載されてある保険料額についてはよく分からない。」と述べていることから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

また、小遣帳のコピーに記載されている国民年金保険料額に関して、その金額に合致する納付方法として、例えば、申立人が現年度の保険料に加え、未納であった期間の保険料を過年度納付したことにより、当時の収納周期の 2 期分に相当する金額を小遣帳に記載したとみなすことは、申立人が、「保

険料は、集金人又は市役所の出張所で納付していたと思う。」と述べるのみであること、及び集金人又は市役所の出張所では、保険料を過年度納付することはできないことから考え難く、また、二人分の保険料が小遣帳に記載されたとみなすことも、結婚前である申立期間当時に、申立人が二人分の保険料を納付する理由が見当たらないことから、同様に考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 10 月頃に父親が夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料を納付していない期間があった。父親から、「今までの保険料を遡ってまとめて納付できる制度がある。」と勧められ、父親が区役所で未納期間の月数と金額を計算してもらった。後日、自宅に届いた納付書により、私が、金融機関で 20 万円ぐらいの保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月頃に、金融機関で申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したとする時期は、第 3 回特例納付が実施されていた時期とは一致しない上、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52 年 12 月と推認でき、申立内容と一致しない。

また、特例納付により国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫についても、特例納付を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 45 年*月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、納付書により郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 45 年*月に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、55 年 12 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 1 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付時期及び納付金額について、具体的に憶^{おぼ}えていないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 55 年 12 月頃の時点では、申立期間の一部は、保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は保険料を遡^{さかのぼ}って納付したことは無いと述べていることから、当該期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5670

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から同年12月まで

私の母親は、「私の娘が20歳になったときに、市の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、娘に何度となく督促状が届いたので、社会保険事務所(当時)に電話して未納期間の納付書を発行してもらい、当該納付書により納付していた。」と言っているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額及び納付場所の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の基礎年金番号の付番年月日から、平成9年1月と推認できるが、自宅に送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその母親の主張から、申立期間の保険料の納付時期は、加入手続が行われた同年同月以降と推認でき、当該納付時期は、同年同月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から同年4月までの期間及び55年9月から56年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から同年4月まで
② 昭和55年9月から56年7月まで

私は、会社を退職した昭和46年3月頃、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、当時の保険料月額を記憶していないが、納付書により郵便局で納付していた。

申立期間②については、昭和55年9月に会社を退職したときに、区役所の支所で厚生年金保険から国民年金への切替を行ったが、年金手帳を持参した記憶は無い。国民年金保険料は、納付書により2か月ごとに郵便局で納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が現在所持している年金手帳は、その様式及び表紙の色から、49年10月以降に発行されたものであることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から平成元年5月又は同年6月と推認でき、オンライン記録によると、申立期間①及び②の被保険者資格の記録は、同年6月5日に追加されたことが確認できることから、当該期間は、その時点まで未加入期間であったものと推認できる上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当た

らない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5672

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで

私は、国民年金制度が発足前の昭和 36 年頃、市役所の職員が自宅を訪ねてきて、国民年金に加入するよう勧められ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、同年 4 月からは、毎月、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。定かではないが、保険料を納付すると切符のような領収書を受け取った記憶がある。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足前の昭和 36 年頃、その元夫と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、未加入期間である申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、毎月、自宅を訪ねてきた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、切符のような領収書を受け取ったと述べているが、申立期間当時は、国民年金被保険者が保険料額の国民年金印紙を購入した上で、国民年金手帳に同印紙を貼付し、市区町村職員等が同手帳の検認記録欄に検認印を押す印紙検認方式が採られており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその元夫については、国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できるものの、申立期間の保険料については未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

昭和 57 年 4 月に、母親が、私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金に加入した当初から、父親の金融機関の口座からの振替により、国民年金保険料を納付しており、申立期間当時は、両親の分と一緒に、保険料を納付していた。

私の年金手帳の被保険者となった日の欄にも「昭和 57 年*月*日強」と書かれている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は 59 年 4 月であると推認され、申立人の主張とは一致しないことに加え、申立人は、年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和 57 年*月*日」と書かれているため、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立人の保険料を、口座振替により、申立人の両親の分と一緒に納付していたとしているが、その母親が、申立期間当時、保険料を振り替えていたとする申立人の父親の金融機関口座からは、申立期間を通じて、二人分

の保険料相当額が振り替えられており、その保険料は、納付済みとなっている申立人の両親の分であると考えられる。

さらに、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は昭和 59 年 4 月であると推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、遡って納付するほかないが、その母親は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしている上、申立人が主張する口座振替による方法では、制度上、当該期間の保険料を遡って納付することはできない。以上のことから、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、今までに所持したことがある年金手帳は 1 冊であるとしている上、20 歳に達する前から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて、同一市内に居住しているため、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5674

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月まで

私は、勤務先を退職した昭和 54 年 12 月頃、国民年金の加入手続を区役所で行った。その際、年金手帳が発行されたかは憶^{おぼ}えていない。

申立期間の国民年金保険料については、保険料の納付額及び納付頻度は憶^{おぼ}えていないが、私が家に来た集金人に自分の保険料だけを納付していた。母親も集金人に保険料を払っていたが、一緒に納付したことはない。加入手続を行ってから欠かさず保険料を払っていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 12 月頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、58 年 5 月頃と推認されることから、申立内容と一致しないことに加え、その時点では、申立期間のうち、55 年 1 月から 56 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする時期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人が居住する市の被保険者名簿において、申立期間直後の昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料が 59 年 12 月に過年度納付されていることが確認でき、この時点で、申立人は、申立期間のうち、57 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料についても過年度納付することが可能であるが、

保険料を遡ってまとめて納付したとは述べておらず、当該期間の保険料についても過年度納付をしたと考えることは難しい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成2年8月までの期間及び8年3月から14年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から平成2年8月まで
② 平成8年3月から14年11月まで

申立期間②について、私は、平成6年4月に勤務先を退職した。その後、記憶は定かではないが同年同月又は同年5月頃に、両親から、祖父母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたという話を聞いた。

申立期間①についても、同様に、祖父母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

それにもかかわらず、申立期間①及び②が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その祖父母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続等を行ってくれたとするその祖父母は、既に他界しており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成6年4月頃と推認され、その時点において、時効により当該期間の保険料を納付することはできず、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間①の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に住民登録をしていたと述べて

おり、別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間②を通じて、国民年金に加入し続けていた場合、基礎年金番号が導入された平成9年1月に、国民年金手帳記号番号が基礎年金番号として付番されることになるが、実際には、当該期間後である14年12月に、自身が厚生年金保険に加入した際の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号として付番されていることから、当該期間当時、申立人が国民年金に加入していたとは考えにくい。

加えて、申立期間②直前まで、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成8年3月に、国外出国者として、申出により、国民年金被保険者資格の喪失処理がなされていることが確認でき、現に戸籍の附票によると、同年同月から14年11月まで、国内に住民登録が無かったことも確認できる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、以前、母親から、私が 20 歳になった昭和 53 年*月頃、父親が国民年金の加入手続きを行ってくれ、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたはずだと聞いている。父親は几帳面な性格であり、母親の分も含めて自身の保険料を完納しており、私の分を納付しなかったということは考えられない。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人自身は国民年金の加入手続き及び同期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界している上、申立人の母親から証言を得ることが困難であるため、同期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び自身の国民年金保険料の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和 59 年 5 月から同年 6 月までの間に行われたと推認され、53 年*月頃、その父親が国民年金の加入手続きを行ってくれたはずであるとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き後、その父親が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張しているが、昭和 59 年 5 月及び同年 6 月の時点においては、申立期間の保険料を納付するには過年度納付することとなるが、制度上、集金人に過年度納付することができず、申立

期間の保険料の過半は、時効によって納付することもできない。以上のことから、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5677

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 43 年 9 月まで

私の妻（申立人）は、会社を退職後しばらくした昭和 37 年 3 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、毎月、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の成年後見人であるその夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 3 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、毎月、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、その夫は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人から直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 43 年 10 月に、国民年金に任意加入していることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

さらに、申立人のオンライン記録においても、申立期間当時国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 56 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年*月頃、私の家に来ていた国民年金保険料の集金人に、国民年金の加入を勧められ、私の両親が、国民年金の加入手続を行い、その後、母親からオレンジ色の年金手帳を受け取った。国民年金の加入手続については、私自身は行っておらず、詳細は分からないが、保険料については、両親の分と一緒に私の分も納付してくれており、加入手続後に保険料の未納は一度も無いはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人自身は直接関与しておらず、国民年金の加入手続等を行ったとするその両親は既に他界していることから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 48 年*月頃、その両親が、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、56 年 4 月と推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない上、その時点で申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親から受け取った年金手帳は、オレンジ色の 1 冊だけであると述べているが、国民年金の加入手続を行ったとする昭和 48 年*月当時には、同色の年金手帳は使用が開始されていなかった上、申立人

は、平成 13 年 9 月に初めて年金記録に係る氏名変更等を行ったと述べているが、申立人が居住している区の昭和 56 年度の国民年金被保険者収滞納一覧表、平成 9 年 1 月に交付された基礎年金番号通知書には、変更後の氏名が既に記載されていたことなどから、申立内容に不自然さがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年8月まで

20歳になった後の平成3年4月頃、私の母親が私の国民年金の加入手続を市の支所で行った。その際年金手帳が発行されたかは憶^{おぼ}えていないが、現在はオレンジ色の年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が加入手続後納付していたが、保険料の納付額、納付頻度等は記憶に無いと言っている。母親は保険料を納付していなかった期間があったことは認識しており、平成5年10月頃、私と妹の未納期間の保険料を遡ってまとめて納付した。その保険料は同年同月に満期になった祖母の貯金で納付したが、それ以降も母親は私と妹の保険料と一緒に納付しており、妹には未納期間は無い^{おぼ}ため、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された強制加入被保険者の保険料の納付開始日及び後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、5年10月頃と推認されることから、申立内容と一致しないことに加え、その時点では、申立期間は時効により納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする時期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人の母親は平成5年10月頃、申立人及びその妹の未納期間の国民年金保険料を遡って一括で納付したと述べているが、オンライン記録によると、その妹の4年8月から5年3月までの保険料が同年10月に過年度納付されていることが確認でき、申立人及びその妹の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることを踏まえると、申立人についても、推認される加入手続時点である同年同月の時点で、時効が到来しておらず、遡って納付することが可能であった3年9月以降の保険料が過年度納付されたと考えられ、申立期間については時効により納付することができなかったとするのが自然である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親も、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する具体的な記憶は無く、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5680

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 54 年 1 月まで

私は申立期間当時、両親とは別の区に居住していた。昭和 52 年 2 月頃、私は、両親の所に来ていた集金人に対して国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私が保険料相当額を父親に預けて、父親は、私と両親の分を合わせて 3 人分の保険料を、毎月集金人に納付した。私は、当時の保険料月額が 1,300 円ぐらいだったことを記憶しており、保険料月額が 1,600 円か 1,700 円ぐらいに値上がりしたため、保険料を払うのをやめたが、2 年間は払っていたように思う。また、53 年 5 月に国民年金の資格喪失手続をした記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、その両親の国民年金保険料を収納していた集金人に申立人の国民年金の加入手続を行い、当該集金人が当該期間の申立人の保険料を集金したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の 4 桁の記号は、申立人が申立期間当時居住した区を管轄した社会保険事務所（当時）が使用した記号であり、管轄する社会保険事務所が異なる両親の手帳記号番号の記号とは相違していることから、両親の保険料を収納していた集金人が申立人の加入手続を受け付けたと考えることは難しい上、申立人の両親の保険料の集金人が、担当する区と異なる区に居住する申立人の保険料を集金することもできないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親が、申立期間当時、集金人が保険料を収納した際、集金人が所持する台帳に領収印を押していたと述べていたと主張しているものの、保険料を納付したとす

る区では当時領収書方式による保険料の収納が実施されていたにもかかわらず、集金人から領収書を渡されたとする主張も無く、集金人が申立人の両親の保険料のほかに、居住する区の異なる申立人の保険料を収納したとまでの心証を得ることも難しい。

さらに、申立人は、申立期間当時において、国民年金保険料額が 1,600 円又は 1,700 円に引き上げられたことが保険料を納付しなくなった理由であるとしているが、当該期間における保険料額は年度ごとに、1,400 円、2,200 円、2,730 円と推移しており、申立人の主張とは必ずしも一致していない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 3 月に勤務先を退職した後、母親と一緒に区役所に行き、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料は母親が納付し、同年 10 月に結婚して転居した後は、私の夫が納付していたはずである。

母親も夫も申立期間の国民年金保険料が全て納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 3 月に勤務先を退職した後、その母親と一緒に国民年金の加入手続を行い、同年 10 月に結婚するまでは母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の夫は、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているが、申立期間後の保険料は夫婦共に納付済みとなっているものの、その夫は納付時期に関する記憶が曖昧であることから、申立人の夫が申立期間の保険料を夫婦二人分納付したものと考えるににくい。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和 61 年 11 月であることが確認でき、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 16 日から同年 11 月 16 日まで
私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額は4万5,000円となっている。同社は当時、B社（現在は、C社）の子会社であり、人事、採用等は同社が一括して行い、賃金水準も同一であった。A社に勤務していた当時、それまでに比べて役職手当は無くなったが、一方で残業手当が増えており、通勤手当の変更も無く、給与総額がB社に勤務していた時よりも下回ることは無かった。

また、D社の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額の記録は5万2,000円となっているが、同社に転職する際に、A社と同じ給与金額で賃金交渉をしたためである。したがって、同社に勤務していた期間の標準報酬月額が、その前後の期間に比べて低額となっているのは不自然であり、正しくは5万2,000円である。調査をして申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に支給された給与は月額5万2,000円以上あり、当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であったとして、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これ

らの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人は、申立内容を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、A社は、平成14年3月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、同社の事業を継承したC社に申立人の申立期間当時の給与支給額等について照会したところ、同社は、「申立人は、昭和43年7月20日から同年11月15日までの期間にA社に在籍していたが、資料が無いので、申立人の申立期間当時の給与支給額及び給与から控除した厚生年金保険料は不明である。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げたA社の同僚は、「申立人が申立期間当時、同社で勤務していたことは知っている。同社の業務は多忙であり、申立人も忙しかったはずである。しかし、申立人の当時の給与額や保険料控除額までは分からない。」と回答しており、申立人の報酬月額及び事業主による保険料控除に関する具体的な証言は得られない。

加えて、申立人の申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した18人に、申立人の申立期間当時の同社における給与額について文書で照会したところ、回答のあった14人のうち1人は、「申立人のことを知っているが、申立人の給与支給額については分からない。」と回答しており、ほかの13人は、「申立人のことを知らない。」と回答している。

また、申立人はD社に転職する際に、A社における給与明細書等を提示したと述べていることから、D社に申立人のA社における給与明細書等の保管の有無を照会したが、D社では当該給与明細書は保管されていないと回答している。

さらに、当時A社が加入していたE厚生年金基金の記録を管理している企業年金連合会に照会したところ、同会は、「申立人の申立期間における標準給与月額は、4万5,000円である。」と回答しており、これは同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者として厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 11 月 24 日から 20 年 4 月 1 日まで
② 昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 6 月 30 日まで

私が、船員として乗船していたA社所有の船舶Dは、昭和 19 年 11 月 *日に沈没したが、私は生還し、予備船員として同社のE課に勤務し、20 年 3 月 31 日には陸上職員に身分変更になった。予備船員として勤務した期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

また、昭和 20 年 4 月 1 日付けでB社に出向となり、24 年 3 月 31 日までF関係の事務をしていた。A社からは私を含め4名ほどが出向していたが、その間はB社から給与を受け取っており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間となっていない申立期間②について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社所有の船舶Dに係る船員保険被保険者名簿において、「19. 11. *沈没」と記載されており、昭和 19 年 11 月 23 日付けで 69 名が資格喪失していることが確認できる上、そのうちの複数の同僚が、「船舶Dが沈没した後、しばらくの期間は、予備船員であった。」と供述しており、申立人の供述と一致している。

しかしながら、予備船員が船員保険の適用対象となったのは、昭和 20 年 4 月 1 日からであり、申立人は当該期間において予備船員であったため、船員保険の適用を受けていなかったものと考えられる。

また、A社を継承するC社は、「申立人に係る人事記録等は保管していない。」と回答している上、申立人も、当該期間における船員保険料の控

除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人が記憶しているB社の移転経緯や当時の労働環境が複数の同僚の供述と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同時期に同社に出向したとして挙げた同僚3名の資格取得日は、いずれも申立人と同日の昭和21年6月30日であることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿において、昭和21年6月30日に資格取得している者は151名いることが確認できるところ、そのうちの複数の同僚が、「資格取得日以前から勤務していた。」旨の供述をしていることから、当時、B社では、一定期間内に採用した者を同日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、上記の複数の同僚に照会したものの、資格取得日以前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険又は船員保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 1 日から 20 年 11 月 30 日まで
私は、戦時繰上げ卒業で昭和 19 年 9 月に学校を卒業し、同年 11 月に A 社 B 工場に入社し、20 年 2 月に同社を休職して C 学校に入学した。終戦後、復職しようとしたが、仕事が無いため同社側の都合により退職した。

昭和 58 年に A 社 D 地区健康保険組合へ当時の記録について照会をした時に、入社と退職の記録があったという返信をもらっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している昭和 58 年 11 月 28 日付けの A 社 D 地区健康保険組合からの手紙には、「昭和 19 年 11 月 1 日入社、20 年 2 月 26 日入営、同年 8 月 24 日解除、同年 11 月 30 日退職という記録があったが、社会保険事務所（当時）には記録が無かったので、審査請求をしてほしい。」旨の記載があり、申立期間に同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、申立人は、同時期に入社した同僚及び上司の氏名を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができない。

また、申立期間において、A 社 B 工場で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したところ、2 名は試用期間があった旨の供述をしており、この 2 名を含む 5 名が入社したとしている時期より厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期が遅いことが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、個人ごとに厚生年金保険加入の取扱いが違っていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、A社に入社する前からC学校に入学することは決まっていたとしているところ、同校の学生生徒は準軍人であり、恩給法の対象者となる。

加えて、A社は、申立期間に係る資料を保管していないとしていることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 6 年 2 月から 7 年 10 月まで A 社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が給与月額を大幅に下回っているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成 6 年 10 月 1 日の定時決定時の標準報酬月額は 30 万円（19 等級）であったところ、7 年 1 月 1 日の随時改定により 18 万円（12 等級）に 7 等級引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額処理は、遡って訂正しているなどの不自然かつ不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、A 社が加入していた B 健康保険組合の被保険者記録における申立期間の標準報酬月額は 18 万円と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与明細書、源泉徴収票等を保管していない上、事業主も申立期間に係る標準報酬決定通知書等の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月頃から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 1 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 7 月頃に A 社（後に、B 社）に入社し、数箇月の研修期間終了後、同社が経営する C で勤務した。39 年 7 月に D の開設に伴い、B 社 E 支店（後に、同社 F 営業所）に異動し、43 年 3 月末まで途中退職すること無く勤務していたが、36 年 7 月頃から同年 10 月 1 日までの期間、37 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び 42 年 1 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚は、申立人と同期入社で、自身の厚生年金保険の資格取得日は申立人と同日の昭和 36 年 10 月 1 日となっていると述べている上、同氏は、申立人のほかに同期入社と同僚が複数いたと供述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日の同年 10 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は 15 名確認できることから、同社では従業員の入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、同僚に対する調査が行えない上、B 社は厚生年金保険の適用事業所でなくなって（以下「全喪」という。）おり、当時の事業主も既に死亡していることから、申

立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚は、途中退職すること無く勤務していたが、自身の厚生年金保険の被保険者記録も欠落しているとしており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者資格を昭和37年3月1日に喪失し、同資格を同年5月1日に再度取得している者は21名確認できる。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、同僚に対する調査が行えない上、B社は全喪しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和37年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出は、同年3月5日に健康保険被保険者証を添付して届出されていることが確認できる上、同年5月1日に同資格を再取得した届出は同年7月1日に行われ、複数の同僚も申立人と同様の記録が確認できる。

申立期間③について、連絡が取れた複数の同僚は、申立人は当該期間において、B社F営業所の労働組合の委員長として在籍していたと述べている。

しかし、B社F営業所の複数の同僚は、申立人は労働組合の委員長で専従のような勤務形態で、申立人と同様な立場の者はいなかったと述べている。

また、申立人は、H労働組合は、G労働組合I支部として活動し、昭和41年12月頃にH労働組合と名称変更し、独立して活動するようになったと述べているが、同労働組合や類似する事業所名で検索したが適用事業所は確認できない上、G労働組合は、同年8月11日に全喪しており、当該期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、当時の同僚を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない上、B社F営業所は全喪しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 4 月 1 日から同年 11 月 25 日まで
② 平成 7 年 11 月 25 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成 3 年 8 月 23 日に A 社を設立し、現在も同社の代表取締役として勤務している。

厚生年金保険の記録では、平成 7 年 4 月 1 日から同年 10 月までの標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い額に訂正されている。

平成 7 年 1 月から同年 12 月までの給与明細書を提出するので、申立期間①に係る標準報酬月額を訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、平成 7 年 12 月の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されているのは明らかなので、A 社における被保険者資格喪失日を同年 12 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 7 年 11 月 25 日）より後の 8 年 1 月 22 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に引き下げられ、7 年 11 月 25 日に被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書において、当該期間について、標準報酬月額 41 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は、当時、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私は、社会保険関係事務を担当していなかったので、

当時の届出には関与していない。また、社会保険料の滞納は無かったと思う。」と供述しているものの、「社会保険事務所（当時）の職員に、被保険者が2名のみなので、国民年金にすることもできる旨の話をされた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に資格を喪失している者は、申立人のほかに1名しかおらず、これらのことから、申立人が当該訂正処理について、一切の関与が無かったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理及び被保険者資格の喪失処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月10日から21年5月15日まで
父は、召集されるまではA社（現在は、E社）B工場で勤務し、復員後は同社C工場で継続して勤務しており、召集された昭和18年6月から復員するまでの期間は、同社から給与が支払われていたと話をしてきた。

厚生年金保険の記録によると、被保険者期間に欠落があることから、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D県が提出した「軍歴回答書」において、申立人は、昭和18年6月15日に陸軍に入隊し20年11月12日に兵役解除されていることが確認できる。

しかしながら、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む同社B工場の被保険者全員が昭和20年3月10日に被保険者資格を喪失しており、同日より後に被保険者となっている者はいないことが確認できる。

また、昭和20年3月10日に資格喪失となっている複数の同僚は、「A社B工場は、昭和20年3月10日の大空襲で全焼した。同日以降、工場は稼働しなかったので勤務することができず、給与はもらっていない。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿において昭和20年3月10日に資格喪失となっている者の中で、同日において同社C工場において資格取得している者

はいない。

一方、上記の「軍歴回答書」において、申立人は昭和 20 年 11 月 12 日に兵役解除されていることが確認できるところ、申立人の遺族は、「申立人は、復員後、すぐに A 社 C 工場に勤務した。」と主張している。

しかしながら、A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 21 年 5 月 15 日に資格取得している被保険者が 111 名確認できる上、そのうち連絡先の分かった複数の同僚が、同日より前から勤務していた旨の供述をしていることから、当時、同社 C 工場では、一定期間に採用した従業員を同日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、上記の複数の同僚に照会したものの、資格取得日以前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、E 社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人の遺族も、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで A 社に勤務した。

最後の出勤日は、昭和 57 年 3 月 29 日だったが、有給休暇を 2 日間取得して、退職日を同年 3 月 31 日とした。したがって、厚生年金保険の資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、資格喪失日が昭和 57 年 3 月 30 日となっており、同年 3 月が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は昭和 57 年 3 月 29 日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、申立人は、「最後の 2 日間は、有給休暇を取得した。」と主張しているところ、A 社は、「申立人が、有給休暇を取得後に退職したことを確認できる資料等はない。」と回答している。

加えて、A 社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に平成 11 年 4 月 1 日から勤務しているが、申立期間において、標準報酬月額が実際に支払われていた給与よりも少ないので、記録の確認と訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、B社が保管する申立人に係る平成 12 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の厚年・基金欄で控除されている精算後の申立期間の厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づいた金額であることが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された申立人に係る中脱記録照会（回答）では、平成 12 年 1 月 1 日からの報酬給与は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

さらに、B社の担当者は、「申立人は、平成 11 年 4 月 1 日に嘱託社員として入社し、12 年 1 月 1 日に正社員として採用された。標準報酬月額は、嘱託社員は賞与を含めて算出し、正社員は賞与を含めないで算出する。従って、嘱託社員として採用された場合、当初は標準報酬月額が高く、正社員になった時点で低くなる傾向にある。」と述べている。

加えて、申立人の申立期間における標準報酬月額について、遡った訂正等の不合理な処理が行われた形跡は見られない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 1 日から 23 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 21 年 1 月に A 社 B 支局にその会社に勤務していたとする知人の紹介で入社した。22 年 12 月末まで C 部員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の保管する退職者一覧の記載内容から、申立人が申立期間のうち、入社時期は特定できないものの、昭和 21 年 9 月 30 日まで勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、「退職者一覧には、申立人が昭和 21 年 9 月 30 日に退職したと記載されているが、正社員の退職者名簿は別にあり、同名簿には申立人の名前は記載されていない上、申立人の人事記録が保管されていないため、勤務期間に正社員であったか支局採用の契約社員であったか不明であり、申立人の保険料控除について確認できない。また、申立期間のうち、同年 10 月から 22 年 12 月までの保険料控除についても不明である。」と回答している。

また、上記退職者一覧に記載のある申立人以外の同僚 11 名について氏名検索した結果、厚生年金保険の記録を確認できる者は 2 名いたが、その 2 名は、A 社においては厚生年金保険の被保険者になっていない。

さらに、申立人は、A 社 B 支局に勤務していたとする知人の紹介で同社に入社したと主張しているが、この知人は、同社において厚生年金保険の被保険者になっていない。

加えて、申立人は、当時、A 社 B 支局には 20 名から 30 名ほど勤務して

いたと述べているが、前述の知人以外に同僚の名前を覚えていない上、複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者がおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 58 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 49 年 2 月頃から平成元年 4 月 5 日まで A 社に継続して勤務し、最初はパートだったが、昭和 53 年 4 月 1 日に正社員となり、B 職の責任者にもなった。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和 58 年 1 月 5 日に資格取得となっており、それ以前の正社員として勤務した期間が被保険者期間となっていない。退職金明細書には、当時の社長の直筆で正社員の期間が明記されているので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職金計算書及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において、A 社に正社員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から 56 年 12 月までの期間について、A 社が提出した賃金台帳によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、「原則として、正社員については厚生年金保険に加入させているが、本人の希望がある場合は、加入させないこともあったと聞いている。」と回答している。

さらに、上記の賃金台帳において、A 社が「正社員だった。」とする複数の従業員についても、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 52 年 10 月 13 日から 58 年 1 月 5 日までの期間について、国民年金に加入し、

保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月13日から28年7月1日まで
② 昭和30年6月17日から同年8月24日まで

私は、船員手帳に記載されているとおり、昭和26年8月13日から29年6月8日までは船舶Aに、30年6月17日から同年8月23日までは船舶Bに乗っていた。

ところが、船員保険の記録によると、船舶Aにおける船員保険被保険者資格の取得日が昭和28年7月1日となっており、申立期間①が被保険者期間となっていない。また、申立期間②も被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した船員手帳には、申立人は、C氏所有の船舶Aにおいて昭和26年8月13日に雇入れ、29年6月8日に雇止めと記載されていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者C氏に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和28年7月1日となっており、申立人と同日に被保険者資格を取得している者が8名確認できるところ、そのうち連絡先の分かった同僚1名は、「船員保険の資格取得日が28年7月1日となっている理由は分からないが、私は、26年6月から船舶Aに乗っていた。」と供述している。

また、当該同僚が、「私よりも前から乗船していた。」として名前を挙げた2名の同僚について、上記の船員保険被保険者名簿によると、その資

格取得日は、1名は昭和27年12月10日、1名は28年7月1日となっている。

さらに、船舶所有者C氏の連絡先は不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

申立期間②について、申立人が提出した船員手帳には、D社が所有する船舶Bにおいて、昭和30年6月17日に雇入れ、同年8月23日に雇止めと記載されていることが確認できる。

しかしながら、D社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の記録は見当たらず、当該期間に整理番号の欠番は無い。

また、申立人は、「船舶Bの船員から、人員が足りないため手伝ってほしいと頼まれ、一航海だけの約束で乗った。」と供述していることから、当該船員の船員保険被保険者記録を調査したものの、当該船員も当該期間において船員保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、D社は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月頃から19年10月1日まで
② 昭和20年7月31日から同年12月27日まで
A校在学中に、勤労働員学徒として、B社（現在は、C社）での勤労を命じられ、昭和18年4月頃から20年12月まで勤務したにもかかわらず、18年4月から19年10月1日までの期間及び20年7月31日から同年12月27日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者年金法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、勤労働員学徒は労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しないとされている。

一方、申立人の所持するA校に係る昭和20年度通信簿、同校の卒業証書及びB社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に、申立人の被保険者資格の取得日が昭和19年5月1日と記載されていることから、申立人は勤労働員学徒として、同年5月1日から20年7月31日までの期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出日は昭和19年6月1日であり、前述の被保険者名簿の申立人の欄に、労働者年金保険法中改正法律（昭和19年法律第21号）により新たに被保険者となった者であることを示す「改」が表示されてい

ることが確認できることから、当該期間当時、申立人は労働者年金保険の対象者ではなく、同年5月1日に健康保険の被保険者資格のみを取得し、同年6月1日に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された後、労働者年金保険から厚生年金保険への移行準備期間を経て、同年10月1日から厚生年金保険被保険者の扱いとされたと考えられる。

また、申立人が、自身と同様にA校からB社に勤労働員学徒として動員され、同様の業務に就いていた者として、氏名を挙げた上級生2名についても、前述の被保険者名簿において、被保険者資格の取得日は昭和19年5月1日と記載されているものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出日は同年6月1日であり、前述の被保険者名簿に「改」が表示されていることから、申立人と同様に、当該期間当時、労働者年金保険の対象者でなく、同年5月1日に健康保険の被保険者資格のみを取得し、同年10月1日に改めて厚生年金保険の被保険者の扱いとされたと考えられる。

申立期間②について、申立人は、終戦後も勤労働員学徒として勤務を続けるよう指示を受けたと供述しているところ、A校からB社に勤労働員学徒として動員されたとする同級生1名は前述の被保険者名簿に氏名が見当たらず、前述の上級生2名は、所在不明であり、ほかの上級生1名も姓のみしか分からないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について、照会することができない。

また、申立人がB社の社員として氏名を挙げた2名のうち、1名は既に亡くなっており、ほかの1名は前述の被保険者名簿に氏名の記載が無く、所在が確認できないことから照会することができない上、当時、同社に在籍していた複数の者に照会したが、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人及び前述の申立人が氏名を挙げた上級生2名が記載されているページには、申立人と同日に被保険者資格を取得し、「改」が表示された申立人と同世代の15名が記載されているところ、これらの者はいずれも昭和20年7月31日までに被保険者資格を喪失している。

加えて、前述の昭和20年度通信簿の前期の欄には、教科評定に代えて「勤労働員」と記載されているにもかかわらず、後期の欄には「勤労働員」の記載が無く、A校は、既に閉校となったため、同校の後継であるD法人に申立人のB社に係る勤務実態及び保険料控除について照会したが、詳細については不明であるとしており、C社は申立人に関する資料は無いと回答している。

また、申立人から聴取しても、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に係る事実

を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 21 日から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 32 年 10 月 23 日から 38 年 8 月 20 日まで

私は、昭和 32 年 2 月 21 日から同年 8 月 20 日までの期間及び同年 10 月 23 日から 38 年 8 月 19 日までの期間、A社で勤務していたが、平成 21 年頃に年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者記録については既に脱退手当金として支給済みとなっていた。

しかし、当時の私は、脱退手当金の制度も全く知らなかったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 19 名については、資格喪失日から支給決定日までの期間に長短はあるが 13 名に支給記録があるところ、同社は申立期間当時、脱退手当金の請求手続は行っていなかったが、退職者に脱退手当金の説明は行っていと回答している上、脱退手当金の支給記録のある同僚は、同社からパンフレットによる脱退手当金の説明を受け、自ら請求したと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人はA社の厚生年金保険被保険者資格を昭和 38 年 8 月 20 日に喪失後、50 年 10 月 1 日に国民年金に加入するまで年金制度への加入記録が無く、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 41 年 12 月 25 日まで
私は、A社で昭和 41 年 12 月下旬までB職の仕事をし、出産のために退職した。会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、自分で請求した覚えもない。脱退手当金を受給したとする時期は出産準備に忙しく、社会保険事務所（当時）の所在地も分からないのに受給したというのはおかしい。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 12 月 25 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性のうち、当該事業所において脱退手当金の受給要件を満たしている 4 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 42 年 3 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
② 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 1 日まで

平成 7 年 6 月から 14 年 6 月まで A 社に勤務していたが、入社以来、給与が上がることはあっても、下がることはなかった。それにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②の標準報酬月額は、それより前の期間の標準報酬月額である 56 万円よりも下がっているため、当該期間の標準報酬月額を 56 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「標準報酬月額が 56 万円に上がった以降の期間に、56 万円よりもさらに下がっている期間がある。」として、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、A 社が加入していた B 健康保険組合が保管する申立人の被保険者台帳によると、申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額は全てオンライン記録と一致している。

また、A 社の被保険者 73 名についてオンライン記録から申立期間における標準報酬月額を検証したところ、申立人と同様に、標準報酬月額がそれまでの期間の標準報酬月額よりも下がっている被保険者が複数名確認できる。

さらに、前述の標準報酬月額がそれまでの期間の標準報酬月額よりも下がっている複数の被保険者に対して照会したところ、回答があった複数の者は、「自身の標準報酬月額の記録に誤りは無い。」旨を述べている。

加えて、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額に係る記録訂正等の不自然な事務処理は確認できない。

また、申立期間①及び②当時の代表取締役等に照会したところ、「A社は、既に清算されており、当時のデータが保管されているかも不明である。」旨の回答であったが、A社で社会保険関係や給与計算を担当していた者は、「A社は2年前に清算されており、当時の資料は確認できないが、従業員から控除した保険料額と、社会保険事務所（当時）に納付した額に間違いが無いかを突き合わせてチェックしていたので、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に相当する保険料を申立人の給与から控除していたはずである。」旨を述べている。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 16 日まで
ねんきん定期便で確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が低額になっているが、入社から退社まで月平均 15 万円の給料を受け取っていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間について、受け取っていた給与額に比較してオンライン記録の標準報酬月額が低額になっていると申し立てている。

しかし、申立人と同時期にA社において資格を取得している女性 22 名のうち 17 名の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、遡って当該記録が訂正処理された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚は、給与について、本給と出来高給があり毎月一定額の支払ではなかった旨を供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月4日から36年7月21日まで
A社（現在は、B社）で勤務していた期間の標準報酬月額の記録が低額になっているが、前の会社より低い金額で転職をしたことは無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間について、受け取っていた給与額に比較してオンライン記録の標準報酬月額が低額になっていると申し立てている。

しかし、申立人と同時期にA社において資格を取得している男性27名のうち19名の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録が、遡って訂正処理された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したところ、給与についてははっきり記憶していないが、標準報酬月額の記録が相違しているとは思わない旨を供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 16 日から 44 年 1 月 10 日まで
平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認のはがきが自宅に届き、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていることを知った。私は、脱退手当金制度についてもはがきを見て初めて知ったので、自分で請求手続きをしたとは考えられないし、そのようなお金も受け取った記憶は無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の脱退手当金は昭和 44 年 6 月 16 日に支給決定されていることが確認できる上、申立人に係る脱退手当金が支給決定された直前に申立人が勤務していた A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の現金給付記録欄には、申立人の 43 年*月*日の出産に係る分娩費と育児手当金及び産前に係る出産手当金が同年 11 月に、産後に係る出産手当金が 44 年 1 月に支給されていることが確認できるところ、申立人はこれらの手当についても脱退手当金同様に受給した記憶が無いと主張しているものの、全ての支給にわたり、社会保険事務所（当時）により誤った処理がなされるとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 8 月 1 日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

申立人の申立期間のうち、平成元年 8 月 1 日から 11 年 8 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 11 年 8 月 1 日まで
私の厚生年金保険被保険者記録では、A社の代表取締役として経営に当たっていた期間のうち、平成元年 1 月から 11 年 7 月までの標準報酬月額が 20 万円となっているが、当時の標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 8 月 1 日までの期間について、オンライン記録から、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたが、元年 9 月 13 日付けで遡って 20 万円に訂正されていることが確認できる。

また、複数のA社の従業員が「事業主から、経営が苦しいので、社会保険料の負担を減らしてほしい旨の話があった。」と述べていることから、当時、同社が社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、社会保険事務所（当時）の記録や同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、複数のA社の社員から「申立人は、代表取締役で、社会保険関係の手続を行っていた。」旨の供述が得られた。

さらに、申立人は、「社会保険関係の手続及び保険料の支払は、私が行

っていた。また、代表者印等の印鑑も私が持ち歩いていたので、私以外が使用することは無い。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理を行ったと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成元年8月1日から11年8月1日までの期間について、元年8月1日の随時改定処理において標準報酬月額が20万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人の提出した平成12年度市民税・県民税課税（非課税）証明書の写しに記載されている社会保険料控除額は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく社会保険料控除額よりも低額であり、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間のうち、平成元年8月1日から11年8月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、当該期間について、A社の代表取締役であり、複数の社員が「社長が社会保険事務を行っていた。」旨を供述していることから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 2 日から 40 年 6 月 10 日まで

私は、昭和 34 年 10 月 2 日から 40 年 6 月 9 日まで B 社に勤務し結婚のために退職した。平成 20 年頃、夫にねんきん特別便が届いたので一緒に社会保険事務所（当時）へ出向き、私の厚生年金保険の記録も調べたところ、A 社の記録が判明し年金記録に反映されたが、B 社については昭和 42 年 1 月 25 日に脱退手当金が支払われたことになっていた。しかし、私は同年*月*日に長女を出産し入院中であり、夫は C 市に単身赴任していたのでそのような手続きを行うことはできなかったはずである。今回、日本年金機構から脱退手当金に関する確認のはがきが届いたので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社に係る申立人が記載されている健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後 62 ページに記載されている女性のうち申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 6 月 10 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者は申立人を含め 4 名おり、そのいずれにも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給月数に計算上の間違いは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は B 社において資格を喪失した後の昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月までの保険料を納付している国民年金については、自分にはその認識が無く、家族が行ったと供述しており、事実その後の同年 4 月から 47 年 3 月までの期間は未加入であることから、当時年金制度に対する意識が高かったとまでは考え難く、申立人から聴取しても受給した記憶が無いと

いうほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。